

第29回東日本学生新人新体操選手権大会

第21回東日本学生新体操交流大会

要 項 (案)

主 催 関東学生体操連盟
東北・北海道学生体操連盟

後 援 公益財団法人
日本体操協会
全日本学生体操連盟
東京都体操協会

協 賛 未定

期 日 未定

※詳細は競技部報掲載

会 場 日本女子体育大学

1. 参加資格

【交流大会】

- (1) (公財) 日本体操協会の会員登録システムから、各大学の所在地の都道府県体操協会に2024年度の「所属団体・会員登録」を済ませ、その後、全日本学生体操連盟に「所属団体・選手加盟（連盟登録）」を済ませた者。
- (2) 全日本学生体操連盟への「選手加盟（連盟登録）」が4回以下の者で、東日本学生体操連盟（東北・北海道支部、関東支部）に所属する大学（短期大学、専修学校、高等専門学校を含む）の者。
- (3) 当該年度、全日本学生新体操選手権大会に出場していない者が、本大会の参加資格を有する。
- (4) 当該年度、全日本学生新体操選手権大会の受付時までには選手変更及び棄権した者、又、補欠で申し込みをし、出場しなかった者は本大会の参加資格を有する。
- (5) 全日本学生新体操選手権大会において個人のみに出場した者は、団体出場の資格を有する。その逆も同様である。
- (6) 団体においては、加盟2回以上の者のみでチーム編成できない場合、初回加盟者を含めても良い。※但し、この場合、加盟2回以上の者がチーム人数の半数以上を占めなければならない。

【新人大会】

- (1) (公財) 日本体操協会の会員登録システムから、各大学の所在地の都道府県体操協会に2024年度の「所属団体・会員登録」を済ませ、その後、全日本学生体操連盟に「所属団体・選手加盟（連盟登録）」を済ませた者。
- (2) 全日本学生体操連盟への「選手加盟（連盟登録）」が4回以下の者で、東日本学生体操連盟（東北・北海道支部、関東支部）に所属する大学（短期大学、専修学校、高等専門学校を含む）の者。
- (3) 初回加盟者については、全てのものが大会の出場資格を有する。
- (4) 学年を問わず過去に学連主催大会に出場していない全てのものは大会の出場資格を有する。

2. 競技内容及び順位の決定

(1) 団体競技

<団体体操選手権>

交流：フープ5

新人：リボン（3）ボール（2）

1 チーム6名までとする。（補欠を含む）

- ① 競技は、2チーム以上をもって成立する。
- ② 演技1回の得点により順位を決定する。
- ③ 競技が成立しない場合でも順位を除く表彰は受けられる。
- ④ 同点の場合の順位優劣は採点規則に準ずる。

(2) 個人競技

【交流大会】

<個人種目別選手権>

フープ、ボール、クラブ、リボン

- ① 競技は4名以上をもって成立する。
- ② 各種目の得点により順位を決定する。
- ③ 競技が成立しない場合でも順位を除く表彰は受けられる。
- ④ 同点の場合の順位優劣は採点規則に準ずる。

【新人大会】

<個人総合選手権>

フープ、ボール、クラブ、リボン

- ① 競技は5名以上をもって成立する。
- ② 演技4種目の合計得点により順位を決定する。
- ③ 女子同点の場合の順位優劣は採点規則に準ずる。

<個人種目別選手権>フープ、ボール、クラブ、リボン

3. 競技出場について

【交流大会】

- (1) 団体競技のチーム編成は各大学単位とし、チーム数の制限なし。
- (2) 個人種目別競技の出場者は、1大学24枠（1種目が1枠）までの参加とする。
- (3) 参加者は、団体体操選手権、個人種目別選手権を兼ねて出場することができる。
- (4) 参加申し込み提出後、選手変更の必要性が生じた場合は受付時までに書面を以って本部に連絡をすること。但しそれ以降の変更は認めない。
- (5) 団体または個人ともに参加校が1校であった場合は開催しない。

【新人大会】

- (1) 団体競技のチーム編成は各大学単位とし、チーム数の制限なし。
- (2) 個人競技の出場者は、1大学20名までの出場とする。
- (3) 参加者は、団体体操選手権、個人総合選手権を兼ねて出場することができる。
- (4) 参加申し込み提出後、選手変更の必要性が生じた場合は受付時までに書面を以って本部に連絡をすること。但しそれ以降の変更は認めない。
- (5) 団体または個人ともに参加校が1校であった場合は開催しない。

4. 競技方法

- (1) 公益財団法人日本体操協会採点規則2022年版－2024年版を採用する。
- (2) 団体競技においては1回の試技で行う。
- (3) 個人競技においては1回の試技で行い、新人戦は個人総合選手権、個人種目別選手権を兼ねることができる。

(4)個人種目別競技試技順、団体競技試技順は大会本部の抽選により決定する。尚、競技は同時開催の新人大会と混合で行う。

(5)競技の成立は、参加申し込み締切り時点で決定する。

*締切り後の参加申し込みは受け付けない。

5. 表彰

*交流大会・新人大会ともに団体体操選手権、個人総合選手権、個人種目別選手権において得点が 0.000 点の場合は表彰の対象外とする。

【交流大会】

団体体操選手権	1位～3位：賞状
種目別選手権	1位～6位：賞状
特別賞	賞状、トロフィー

【新人大会】

団体体操選手権	1位：優勝杯、賞状
	2位～3位：メダル、賞状
個人総合選手権	1位～3位：賞状、メダル
	4位～6位：賞状
種目別選手権	1位～6位：賞状

6. 参加費

「保険料・救護費」は参加費に含めるものとする。

また補助役員・帯同審判の「保険料・救護費」の徴収も行わないものとする。

【交流大会】団体体操選手権（1チームにつき）	50,000円
種目別選手権（1種目につき）	3,000円
【新人大会】団体体操選手権（1チームにつき）	50,000円
個人総合選手権（1名につき）	12,000円
種目別選手権（1種目につき）	4,000円

7. 審判員派遣について

審判派遣制度についてはP.7参照。

8. 補助役員派遣について（新人大会のみ）

(1)下記に該当する大学は、各項目補助役員を派遣しなければならない。尚、派遣補助役員に対する費用は、全てその大学が負担しなければならない。

個人総合選手権5名以上出場大学につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3名

(2)補助役員を派遣しない大学は、1名につき7,000円（徴収していた「保険料・救護費」は参加費に含める）を以って大会本部に依頼すること（これに応じない大学は出場を停止する。）

9. その他

- (1) 競技場内に入れる者は、ADカード保持者に限る。
※但し、大会本部が認めた者はこの限りではない。尚、競技中は選手以外、競技場内へ入れないものとする。(競技場内とは、フェンス内を示す。)
- (2) 審判長・審判員・競技部長は、競技中いかなる名目をもってしても大会本部の許可なしに演技者を指導し、競技に参加、又は他の任務を受諾することはできない。但し、各大学指導者(部長・監督・コーチ)を帯同審判として派遣する場合は、「審判員・指導者兼任願い」を本大会申し込みの書類と合わせて提出しなければならない。審判員となる指導者は、審判会議以降の大会期間中は所属選手の練習を指導することはできない。
- (3) トレーナー申請を希望する大学は、参加申し込みと一緒に申請書を提出することを要する。尚、トレーナーは指定の場所のみで活動をするものとする。
※トレーナー申請人数は2名までとする。
- (4) 参加申し込み等の提出物が遅れた場合は出場停止とする。
- (5) 会場の暖房については気温状況に応じて使用することとする。使用した場合には大会終了後、実費を徴収する。
- (6) 演技中の声を出しての応援は禁止とする。

10. 参加申し込みについて

- (1) 所定のデータに必要な事項を記入の上、メールで申し込むこと。
- (2) 締め切り期日：**未定**
(大会参加申し込み、個人申し込み、団体申し込み、派遣審判申請、AD申請、補助役員申請、トレーナー申請)
選手変更締め切り：受付時まで(それ以降は認めないものとする)
すべて17時必着
- (3) 参加費は、大会本部指定の銀行へ締め切り期日までに振り込むこと。尚、必ず大学名で、新人・交流大会別々に振り込むこと。文書扱い・電信扱いはどちらでも構わない。
- (4) <振込み先> 銀行・・・三井住友銀行
支店・・・渋谷支店
店番号・・・654
番号・・・9192590
大会名・・・東日本学生新人新体操選手権大会
・・・東日本学生新体操交流大会
代表・・・西田 光希
期日・・・**未定**

<宛名例>

シンジン ○○ダイガク

コウリュウ ○○ダイガク

※原則として、締め切り期日以降の欠場は認めるが、参加費は返却しない。

【申し込み・問い合わせ先】

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8階

(公財) 日本体操協会気付 関東学生体操連盟

F A X 03-6455-4038

E-mail rg_gakurenn@yahoo.co.jp (問合せ先)

H P <http://kantogakurenn.noor.jp>

担当者 競技部長 城さくら

審判派遣制度（新人交流戦）

1. 派遣人数

- ① 団体競技出場校：3名
- ② 個人競技3名以上出場校：2～4名
 4名以上出場校：3～4名
 5名以上出場校：4名

※①と②の派遣義務がある大学の場合、団体と個人の審判を兼務してもよい。

- ③ 団体および個人出場の大学は、CJ・線審・計時審としてさらに1名派遣する。
- ④ 上記①または②の審判数を派遣できない大学は大会本部に審判の派遣を依頼し、審判1名あたり委託費20,000円（「保険料・救護費」は委託費に含める）を支払う。

2. 派遣審判員の資格・所属

- ① 1種または2種の審判資格を取得している者。
- ② 派遣する審判員数のうち、1名は学生以外の審判とし、他の審判は学生でもよい。但し、学生審判員は他の公式競技会にて審判経験を有するものとする。

3. 審判構成

- ① 団体競技審判として派遣された審判員により団体競技の審判を構成し、個人競技の派遣審判員により個人競技の審判を構成する。
- ② 個人及び団体競技において審判員数が不足した場合は、①の限りではない。
- ③ 団体、個人競技の審判員数が必要構成人数より多かつた場合は、線審、計時審に配置することもある。また、個人競技のみの審判は団体で、団体競技のみの審判は個人で線審、計時審に配置することもある。

4. 本部依頼審判員

- ① 審判員が不足する場合は本部審判依頼を行う。
- ② 本部依頼の審判派遣に伴う費用は大会本部が負担する。